

## 岡山県立高等学校貸出用端末等貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、家庭が経済的に困難な状況であることにより、端末（パーソナルコンピュータ（ノートブック型のものに限る。）又はタブレットであって、在籍する学校（県立高等学校又は県立中等教育学校（後期課程に限る。）をいう。以下同じ。）又は家庭における教育活動で用いるものとして校長が指定したものをいう。以下同じ。）を所有していない生徒に対する貸出用の端末（県が所有している端末であって、学校又は家庭における教育活動に必要な不可欠な設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。以下同じ。）又は端末をインターネットに接続するための環境が家庭に整備されていない生徒に対する貸出用のモバイルルータ（端末をインターネットに接続するために必要な通信機器であって県が所有しているものをいう。以下同じ。）（以下「貸出用端末等」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 貸出用端末等の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校に在学する者（在学を予定している者を含む。）のうち、端末を所有していない者又は端末をインターネットに接続するための環境が家庭に整備されていない者であって、次のいずれかの世帯に扶養されている者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯

イ 保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（アに掲げる世帯を除く。）

ウ 家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（アに掲げる世帯を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 自ら所有する端末又は前号の規定に該当する者が貸付けを受けた貸出用端末等が故障等のため使用が困難となったこと等により、教育活動に支障を来すおそれがあると学校の校長（以下「校長」という。）が認める者

イ 感染症の予防等の理由により学校を臨時休業とする場合において、端末を所有していないこと若しくは端末をインターネットに接続するための環境が家庭に整備されていないこと又は前号に定める要件に該当せず貸出用端末等の貸付け

を受けていないことにより教育活動に支障を来すおそれがあると校長が認める者

ウ その他校長が必要であると認める者  
(貸付けの申請)

第3条 貸出用端末等の貸付けを受けようとする者は、物品無償貸付申請書(様式第1号)を校長に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、前項の規定により申請書を提出する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 前条第1号アに該当する者 生業扶助の措置状況が分かる証明書

(2) 前条第1号イに該当する者 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類

(3) 前条第1号ウに該当する者 次に掲げる書類

ア 家計急変の発生事由を証明する書類

イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

(貸付けの決定)

第4条 校長は、前条の規定により申請書等を受領したときは、当該書類を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により貸付けを決定したときは、申請者に物品貸付決定通知書(様式第2号)により通知し、貸出用端末等を貸し付けるものとする。

3 貸出用端末等を受領した申請者(以下「借受者」という。)は、受領時に物品受領書(様式第3号)を校長に提出するものとする。

(貸付期間)

第5条 貸出用端末等の貸付期間は、前条第1項の規定により貸付けを決定したときから当該学年の学年末までとする。

2 前項の貸付期間の延長を希望する借受者は、物品無償貸付申請書(様式第1号)を当該貸付期間の末日までに校長に提出し、校長は、適当であると認めた場合は、当該期間を卒業まで年度ごとに延長することができる。

3 校長は、前項の規定により貸付期間の延長を決定したときは、借受者に物品貸付決定(延長)通知書(様式第4号)により通知する。

4 校長は、借受者がこの規程に違反した場合又は校長が必要であると認める場合は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、借受者に貸出用端末等の返却を命じることができる。

5 前項の規定により校長から貸出用端末等の返却を命じられた借受者は、速やかに貸出用端末等を返却しなければならない。

(貸付料)

第6条 貸出用端末等の貸付料は、無償とする。

(管理)

第7条 校長は、貸付状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 貸出用の端末にあつては、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に基づく帳簿等により適切に管理しなければならない。

(貸出用端末等の取扱い)

第8条 借受者は、貸出用端末等について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 借受者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸出用端末等の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らすこと。

(2) 貸出用端末等を他者に使用させ、又は転貸すること。

(3) 貸出用端末等を売却し、廃棄し、又は故意に破損すること。

(4) 貸出用端末等を教育活動以外の用途に使用すること。

(5) 貸出用端末等を利用して、他者に対し被害又は悪影響を与えること。

(6) 校長が別に定める規程等に反する行為を行うこと。

(7) その他貸出用端末等の貸付けの目的及び物品貸付決定通知書に記載する遵守事項に反すること。

3 借受者は、校長から貸出用端末等の利用及び管理に関し別途指示があつた場合は、当該指示に従わなければならない。

(通信に係る経費)

第9条 貸出用のモバイルルータの通信に係る経費は、借受者の負担とする。

(亡失又は損傷の届出)

第10条 借受者は、貸出用端末等を亡失し、又は損傷したときは、直ちに亡失損傷届（様式第5号）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、貸出用端末等の損傷が借受者の故意又は重大な過失によると認められるときは、修繕費等原状に復旧する費用を借受者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第11条 借受者は、貸出用端末等の使用に当たり故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(貸付決定の取消し)

第12条 校長は、第5条第1項に規定する貸付期間（同条第2項の規定により貸付期間を延長した場合は、延長後の貸付期間）中であっても、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に規定する貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 転学し、留学し、休学し、又は退学したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) その他校長が必要であると認めるとき

2 前項の規定により貸付決定を取り消したときは、校長は、貸付決定取消通知書（様式第6号）により、借受者に通知するものとする。

（貸出用端末等の返却）

第13条 借受者は、第5条第1項の規定による貸付期間の末日（同条第2項の規定により貸付期間を延長した場合は、延長後の貸付期間の末日）までに、貸出用端末等を返却しなければならない。

2 借受者は、前条第1項の規定による貸付決定の取消しを受けたときは、校長が別に定める日までに貸出用端末等を返却しなければならない。

3 借受者は、貸出用端末等を前項の規定による返却日までに返却せず、校長の督促にも応じない場合は、貸出用端末等の価額を弁償する責任を負う。

（連帯保証）

第14条 借受者の保護者等は、この規程に基づき、借受者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、岡山県教育庁高校教育課長が別に定める。

2 この規程に定める様式は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規程は、令和3年2月3日から施行する。

様式第1号(第3条・第5条関係)

物品無償貸付申請書

年 月 日

岡山県立〇〇高等学校長 殿

申請者  
住 所  
生徒氏名  
保護者等氏名

次のとおり物品の無償貸付けを受けたいので申請します。

品 名	規 格	数 量	単 位	借受け希望期間	使 用 場 所
貸出用の端末		1	台	年 月 日から 年 月 日まで	校内、家庭等
貸出用のモバイルルータ		1	台	年 月 日から 年 月 日まで	家庭等
無 償 貸 付 け を 受 け よ う と す る 理 由	校内及び家庭の教育活動等において、上記物品を使用するため。				

物品貸付決定通知書

殿

岡山県立〇〇高等学校 校長 〇〇 〇〇 印

〇年〇月〇〇日付けで申請のあった貸出用端末等の貸付けについて、次のとおり決定します。

記

貸付けを決定した生徒の氏名	
貸出用端末等の規格等	品 目
	貸出用の端末                      貸出用のモバイルルータ
	規 格
	機体番号
	固有番号
	端末管理番号
	数 量
	1 台                                      1 台
貸付期間	
〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで                      〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	
備考	
<p>1 使用に際しては、貸出用端末等貸付規程を遵守するとともに、校長の指示及び指導に従うこと。</p> <p>2 貸付期間の延長を希望する場合は、校長へ申し出ること。</p>	

様式第3号（第4条関係）

物品受領書

年 月 日

岡山県立〇〇高等学校 校長 〇〇 〇〇 殿

貸出用端末等について、次のとおり確かに借受けしました。なお、使用に際しては、貸出用端末等貸付規程を遵守するとともに、校長の指示及び指導に従います。

記

1 借受者（利用する生徒）

住 所	
氏 名	※署名は必ず本人が行ってください。

2 保護者等

住 所	
氏 名	※署名は必ず本人が行ってください。

3 借受けした貸出用端末等の品名及び数量

品 目	数 量
貸出用の端末	1 台
貸出用のモバイルルータ	1 台





様式第5号（第10条関係）

亡失損傷届

年 月 日

岡山県立〇〇高等学校 校長 〇〇 〇〇 殿

住所 \_\_\_\_\_

借受者（生徒）氏名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり貸出用端末等を亡失（損傷）したのでお届けします。

記

- 1 亡失損傷の日時及び場所
- 2 亡失損傷の品名、規格、数量
- 3 亡失損傷の原因となった事実の詳細
- 4 平素の取扱保管の状況
- 5 亡失損傷の事実を発見した契機
- 6 亡失損傷の事実を発見した後の措置

貸付決定取消通知書

殿

岡山県立〇〇高等学校 校長 〇〇 〇〇 印

〇年〇月〇〇日付け、〇〇第〇〇号で決定した貸出用端末等の貸付けについて、貸出用端末等貸付規程第12条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。  
 ついては、貸付決定を取り消した貸出用端末等を返却期限までに学校に返却してください。

記

貸付決定を取り消した生徒の氏名				
貸付決定を取り消した貸出用端末等の規格等	品 目			
	貸出用の端末	貸出用のモバイルルータ		
	規 格			
	機体番号			
	固有番号			
	端末管理番号			
	貸付決定を取り消した理由			
	返 却 期 限			
備考				
1 借受期間中に借受者が貸出用端末等に保存した情報は全て削除の上、返却すること。 2 借受者は、貸出用端末等を返却期限までに返却せず、校長の督促にも応じない場合は、貸出用端末等の価額を弁償する責任を負う場合がある。				